感染拡大防止
徹 底 要 請

１月 13 日、感染拡大状況を踏まえ、兵庫県に緊急事態宣言が発出されました。県では、200 を超える発症数の継続、重症病床使用率が 60%を超えるなど医療体制の非常に厳しい状況などから、次の取組を行うことにしました。

県民の皆様、特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、県民のいのちを守るため、さらなるご理解、ご協力をお願いします。

営業時間の短縮等

○ 飲食店は、20 時までの営業、お酒の提供は 19 時までとすることを、特措法に基づいて要請します。
○ 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設は、20 時までの営業、お酒の提供は 19 時までとすることについて、ご協力をお願いします。

外出自粛等

○ 緊急事態宣言対象地域をはじめ、リスクのある場所への出入りを自粛、20 時以降の徹底した不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
○ 毎日の検温、マスクの着用などの健康管理や換気を徹底してください。
○ 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。

テレワーク等の推進

○ 人と人との接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などにより、「出勤者の７割削減」をお願いします。

イベント開催要件の見直し

○ イベントは、人数の上限を 5,000 人、かつ屋内にあっては収容率 50%以下に、屋外にあっては人と人との距離の十分な確保をお願いします。

皆さま一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者の方々をはじめ、県民の皆さまの健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り切りましょう。

兵庫県知事　井戸敏三